神奈川県委託事業　　平成２６年７月２５日

平成26年度重度障害児者医療的ケア実務者研修

第一号・二号（不特定の者対象）

研 修 実 施 要 項

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡４－２　県社会福祉会館内
電話：045-311-8742　　Fax　：045-324-8985
E-mail　：　jimukyoku@kenshikyou.jp

Ⅰ．研修事業の目的

平成２４年４月１日より「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和６２年法律第３０号）の一部改正によって、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等を前提に、「たんの吸引等」の行為が実施できるようになりました。

当法人は、神奈川県の委託を受け、「平成２６年度重度障害児者医療的ケア実務者研修(喀痰吸引等研修)事業」を実施いたします。このうち、ここでは第一号、第二号(不特定の者対象)研修実施要項についてお示しします。

たんの吸引等は、介護職員等にとってもサービス支援を受ける利用者さんにとっても「生命」に係る重要な行為です。たんの吸引等研修は、人としての尊厳にかかわる行為であることとを認識していただくとともに、一人ひとりのニーズに対し適切な知識・技能を修得することを目的としています。必要なケアをより安全かつ適切に行えるよう、介護職員等を養成していく研修事業です。

Ⅱ．第一号、第二号研修（不特定多数の者対象）対象者

※障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設等（医療機関を除く。）に就業している介護職員等（介護福祉士、保育士等を含む。）。

※就業している事業所で、対象となるケアを必要としている利用者がいる方を対象とします。

Ⅲ．第一号、第二号研修カリキュラムの概要

１．研修課程

基本研修	知識確認テスト	実地研修			
講義　50 時間　8 日間	30 問	医療ケア		１号	２号
演習　4 時間	9 割以上合格	喀痰吸引	a. 口腔内	10 回以上	10 回以上
5 行為各 5 回以上	試験時間：1 時間		b. 鼻腔内	20 回以上	20 回以上
救急蘇生法　1 回以上	（合格者は、次の実地研修に進む。）		c. 気管カニューレ内	20 回以上	
		経管栄養	d. 胃ろう・腸ろう	20 回以上	20 回以上
			e. 経鼻経管栄養	20 回以上	

２．「認定証」の取得の筋道（「認定特定行為業務従事者認定証」）

基本研修（講義及び演習）の修了＋知識確認テストの合格＋実地研修の修了（指導講師による評価）⇒（登録研修機関発行）「研修修了証」の受領 ⇒（都道府県への）「認定特定行為業務従事者認定証」の申請・取得。

３．【　第一号・二号不特定研修の概要　】

（１）基本研修（講義）：座学を８日間（５０時間）、たんの吸引や経管栄養等に関する知識・技術・安全管理とリスクマネージメント等に関する基本研修を受講します。
テキストは、「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」編集：全国訪問看護事業協会及び資料を使用。

（２）基本研修（演習）：シミュレーション人形を使用して、医行為（喀痰吸引・経管栄養）についての演習（各２時間計４時間）を指導看護師等によって受講します。

（３）知識確認テスト：講義、演習終了後、知識確認テストを受けます。
筆記試験問題は、３０問（四肢択一）／６０分、９０点以上が合格となります。
合格した人が、実地研修に進みます。
追試試験は、第１回テストにおいて７割以上得点の方について認めます。

（４）知識確認テストを合格した受講者には、「基礎研修（講義・演習）・知識確認テスト修了受講証」を発行します。

（５）実地研修については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省　社援発０３３０第４３号　平成２４年３月３０日）に則って、実施して下さい。

（６）実地研修：知識確認テスト合格者が、受講生所属の施設・事業所において、指導講師（看護師等）の指導を受けて協力利用者に実施します。
医行為（喀痰吸引・経管栄養）の実施については、（医師の指示等の条件の下）上記、**Ⅲ－１．**研修課程に示してあります、医行為ごとの実地研修の回数が示されています。
利用者に対しケアの回数、第一号研修は５行為合計９０回以上、第二号は３行為合計５０回以上。
医師等指導講師の評価（評価票による）を受けます。

（７）実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする**利用者の同意**を得ていることが必要です。また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面による**指示書**を用意する必要があります。

（８）報告書の提出：実地研修終了後、当法人所定の「実地研修報告書」を提出して下さい。

（９）修了証の発行：「実地研修報告書」の内容を確認して、「修了証」を発行します。
「喀痰吸引等研修実施要綱について」（厚生労働省・援護局長、社援発０３３０第４３号　平成２４年３月３０日）に基づいていることの確認。

（１０）実地研修は２月末までに終了し、年度内に「修了証」を得るようにして下さい。
県の委託は３月３１日で終わりとなります。当法人として修了証を発行する資格がなくなります。
年度を超えると、他の登録研修機関によって修了証を得ることになります。

Ⅳ．第一号、第二号研修の日程と会場等

研修類型	研修課程	月　日（　）		研修会場	備　考
（不特定） 第一号研修 第二号研修	講義１	８／１６（土）	10:00 ～ 17:20	県社会福祉会館	
	講義２	８／２４（日）	10:00 ～ 18:30	かながわ労働プラザ（仮）	
	講義３	８／３１（日）	10:00 ～ 17:20	県社会福祉会館	
	講義４	９／０７（日）	10:00 ～ 17:50	県社会福祉会館	
	講義５	９／１４（日）	10:00 ～ 18:00	県社会福祉会館	
	講義６	９／２０（土）	10:00 ～ 18:00	県社会福祉会館	
	講義７	９／２８（日）	10:00 ～ 16:50	ワールドポーターズ	
	講義８	１０／０５（日）	10:00 ～ 18:10	県民サポートセンター	
	演　習	１０／１９（日）	10:00 ～ 12:00 13:00 ～15:00	昭和大学保健医療学部 実習室	・経管栄養 ・たんの吸引
	不特定テスト	１０／１９（日）	15:30 ～ 16:30	昭和大学保健医療学部	
	不特定追試１	１０／２５（土）	10:00 ～ 11:00	社会福祉会館（予定）	
	実地研修	１０月末 ～　２月末		受講生施設・事業所等	各地

※ 基本研修講義（科目・時間）演習については、別添資料で説明します。

Ⅴ．研修会場

１．横浜ワールド・ポーターズ

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港２丁目２－１　　Tel.045-222-2121

アクセス：JR 桜木町駅から汽車道経由で徒歩 10 分、みなとみらい線、みなとみらい・馬車道各駅から徒歩 5 分

２．かながわ労働プラザ

〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町１丁目４　　Tel.045-633-5413

アクセス：JR 根岸線　石川町駅中華街口（北口）徒歩３分

３．昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

〒226-8555 横浜市緑区十日市場町 1865　　Tel.045-985-6500

アクセス：JR 十日市場駅よりバス青葉台中央行き中山谷下車　徒歩５分

４．神奈川県社会福祉会館

〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡４番２　神奈川県社会福祉会館内

Tel.045-311-8742　　Fax.045-324-8985

アクセス：JR 横浜駅より徒歩１０分　　・JR 横浜駅西口ダイヤモンド地下街に入り直進

・一番突き当たり左奥の階段を上る（南１２出口）　・ホテルキャメロットジャパンを左手に直進

・旧東海道の歩道橋を超えて、沢渡中央公園西側

５．かながわ県民活動サポートセンター

〒221-0835　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２-24-２

Tel.045-312-1121（代表）

アクセス：JR 横浜駅西口・きた西口を出て、徒歩およそ５分

Ⅵ. 募集人数

・介護職員等　３０名（応募者の状況によっては考慮）

１.受講申込が定員を超えた場合、応募者の状況等を考慮し受講者を選定させていただきます。

２.定員を超える申し込みがあった時には受講できないこともありますのでご承知ください。

Ⅶ. 募集期間等

・平成２６年７月２５日（金）～平成２６年８月１１日（月）事務局必着

※参加申込は所定の研修申込書（全４枚）に必要事項を記入し郵送にてお申込みください。

※締め切り後、受講決定の案内と受講料振込用紙（郵便局）を送付致します。

Ⅷ. 受講料　　第一号、第二号研修　　受講生　１名　　１３，３７０円

※　受講料は、テキスト代、資料代等の一部。また、研修中の傷害保険料代等を含みます。

※　支払われた受講料は、受講を中止されても返還できませんのでご承知ください。

Ⅸ. 申込書送付先

※ 申し込みについては、施設・事業所の責任において申し込みをお願いいたします。

〒２２１－０８４４　横浜市神奈川区沢渡４－２

特定非営利活動法人　フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

平成２６年度「重度障害児者医療的ケア実務者研修事業」

第一号、第二号研修（不特定多数の者対象）申込受付係　宛

Ⅹ. 受講申し込み

１．研修受講申込みは、貴施設・事業所として申し込んでください。受講生は、貴施設・事業所の推薦者として受け止めます。

２．次の提出書類に記入して郵送して下さい。各提出書類は、フュージョンコムのホームページからダウンロードできます。

①「研修受講申込書」県Ｈ２６不特１－１全

受講生氏名は、住民票を基に正しく記入して下さい。修了証の発行後の訂正が多々あります。

②「実地研修実施機関承諾書」県Ｈ２６不特１－２

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」である場合は、「登録番号通知」の写しを添付して下さい。

③「研修受講申込書(個人用)」県Ｈ２６不特１－３

氏名・生年月日は、「研修修了書」の発行等に使用します。住民票に則り正確に記入して下さい。修了証発行後の訂正や認定証申請時に県から誤記の指摘等が多々あります。結婚等で名字の変わった方も必ず届出して下さい。

④「指導看護師調書及び指導講師承諾書」県Ｈ２６不特１－４

保有免許証の写し及び指導者育成講習伝達講習を修了している場合には、修了証明書の写しを添付して下さい。

⑤「たんの吸引等研修実施体制整備チェックシート」

「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者)」の認定をまだ受けていない事業者については、

このチェックシートを参考に、研修を進めるに当たっての準備を確認してください。

Ⅸ．実地研修終了後

⑥「実地研修　修了報告書」県Ｈ２６不特１－５全を提出して下さい。

・実地研修評価票の記録(第１号・２号不特定評価票)の写しを添付して下さい。(テキストに掲載)

・実地研修は２月末までに終了し、年度内に修了証を得るようにして下さい。
県の委託は３月３１日で終わりとなります。当法人として修了証を発行する資格がなくなります。
年度を超えると、他の登録研修機関によって修了証を得ることになります。

Ｘ．選考後の通知

※応募者全員に受講の可否を（申し込まれた介護職員等の法人・事業所あて）通知いたします

※受講決定者には８月１４日（木）までに受講概要と受講料の振込用紙を送付致します。

ＸＩ．修了証明書の交付

※全課程を修了した介護職員等に対しては、研修委託機関の当法人から「修了証明書」を交付いたします。修了証の交付を受けた介護職員等は、所属施設等を通して住民票所在地(神奈川県は県庁)に申請すると、内容確認の上「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けることができます。

ＸⅡ．受講生の皆様へ

１．たんの吸引等の研修は、介護職員等にとっても、実地研修で協力頂く利用者さんにとっても「生命」また「人としての尊厳」に係る重要な行為であることを認識して頂き、利用者さん一人ひとりの健康・ニーズに対応する知識・技能を学び、修得して頂くことを目的とする研修です。

２．日頃の介護に係る皆さんにとって、有意義な研修の機会になるよう、この「たんの吸引等研修」に係る医師・看護師等、研修スタッフも、準備・実施に努めます。

３．この研修は、国の指導によって遅刻、欠席等は厳しく管理されています。受講が決定した方は十分気をつけて研修に臨んでください。筆記用具はお忘れにならないようお持ちください。

ＸⅢ．各施設・事業所の研修担当者へ

１．研修受講申込みは、貴施設・事業所として申し込んでください。受講生は、貴施設・事業所の推薦者として受け止めます。

２．「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたしましたが、受講生にとっての実地研修の対象者は、受講生が日頃、介護する利用者で健康状態も理解し把握している方にお願いして、同意を得るようにして下さい。

３．実地研修における指導講師については、費用等を含めて「実地研修実施機関」の責任において確保して下さい。

４．医師の研修指示書、実地研修協力利用者の同意を得ること、指導講師（看護師等）への依頼等については、「実地研修実施機関」の責任において対応して下さい。

５．実地研修における保険
実地研修を行う各施設・事業所において研修を行う時は、当法人として損害賠償・傷害保険を掛けます。

６．実地研修が終了しましたら「実地研修修了報告書」県Ｈ２６不特１－５全によって報告をして下

さい。

７．実地研修は２月末までに終了し、年度内に修了証を得るようにして下さい。

県の委託は３月３１日で終わりとなります。当法人として修了証を発行する資格がなくなります。年度を超えると、他の登録研修機関によって修了証を得ることになります。

ⅩⅡ．指導講師（看護師等）による実地研修修了の認定について

１．第一・二号研修における「不特定の者対象」の実地研修については、国の「喀痰吸引等研修実施要綱」(厚生労働省　社援発 0330 第 43 号　平成 24 年 3 月 30 日）,別添２「社会福祉士介護福祉士法施行規則第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」に則り、すすめて下さい。

下記の項目をご参照ください。

２．評価による技能習得の確認

（１）基本方針

（ア）基本研修（演習）評価

（イ）実地研修評価

（２）実施手順

STEP1：安全管理体制確保（※実地研修のみ）

STEP2：観察判断（※実地研修のみ）

STEP3：観察

STEP4：準備

STEP5：実施

STEP6：報告

STEP7：片付け

STEP8：記録

○　基本研修（演習）及び実地研修類型区分

○　実施手順参考例

（ア）基本研修**（演習）**実施手順（例）

（イ）実地研修実施手順(例)

（３）実施上の留意事項

（ア）（２）STEP１～８に示す実施手順における研修講師の役割分担について

（イ）研修受講者の実施できる範囲について

○　実地研修実施上の留意点

（４）評価判定

（ア）基本研修（演習）評価判定

（イ）実地研修評価判定

当該研修受講者が習得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、下記（a)、(b）のいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講させること。

(a）当該ケアにおいて最終的な累積成功率が７０％以上であること。

(b) 当該ケアにおいて最終３回のケアの実施において不成功が１回もないこと。

等の項目を参照してください。

評価票は、受講者１名に対して研修協力者（利用者）１名に、必要とする医行為ごとに評価をして下さい。

※　人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実地研修については、別途研修を行う必要があります。

２．実地研修を修了しましたら、「実地研修修了報告書」県Ｈ２６不特１－５全によって、合否認定を報告して下さい。

その際には、評価しました評価票の写しを添付して下さい。

３．指導看護師等の講習を受けていない方は、平成２６年度は、下記に示します県委託の「指導者育成（伝達講習）」（第一号・二号不特定研修及び第三号特定研修の別なし）を受講して下さい。

（１）平成２６年９月２８日（日）（講義）ワールド・ポーターズ

平成２６年１０月１９日（日）（演習）会場 昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

（２）平成２７年１月３１日（日）（講義）会場未定

平成２７年２月０８日（日）（演習）昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

※　「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）社援発 1111 第１号平成 23 年 11 月 11 日　第２次改正社援発 0312 第 24 号平成 25 年 3 月 12 日第５-１-（３）(指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい。)と記されてあります。

又、「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号 厚生労働省社会・援護局長）別添 2「医療的ケア教員講習実施要領」３．講習会の内容　に準拠して実施します。

XⅣ．個人情報の扱いについて

※申込時に提出いただいた個人情報は、本研修事業の資料として厳重に管理いたします。このほか、「修了証明書」の発行に使用するほか、委託先である神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課に提出する受講者報告等に使用いたします。目的以外に使用は致しません。

以　上

特定非営利活動法人

フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

事務局：〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡４－２　神奈川県社会福祉会館内

電話：045-311-8742　　Fax：045-324-8985

Ｅメール：jimukyoku@kenshikyou.jp　　Ｈ　Ｐ：http://www.kenshikyou.jp

【　別添資料　】

第一号、第二号研修（不特定多数の者対象）カリキュラム等

１、基本研修講義の科目及び時間数

		科目	時間数			
基本研修	講義	・人間と社会	1.5	13.0	50時間	第1・第2号共通
		・保健医療制度とチーム医療	2			
		・安全な療養生活	2			
		・清潔保持と感染予防	2.5			
		・健康状態の把握	3			
		・高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	11	19.0		
		・高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説	8			
		・高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	10	18.0		
		・高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	8			

２、基本研修　演習の内容及び回数

		医療ケアの種類		実施回数	
基本研修	演習	たんの吸引	・口腔内のたんの吸引	５回以上	第1第2号共通
			・鼻腔内のたんの吸引	５回以上	
			・気管カニューレ内部のたんの吸引)	５回以上	
		経管栄養	・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	５回以上	
			・経鼻経管栄養	５回以上	
		救急蘇生法		１回以上	

３、第一号、第二号研修（実地研修）

実地研修	医療ケアの種類	実施回数	第一号研修	第二号研修
	Ａ口腔内のたんの吸引	１０回以上	○	○
	Ｂ鼻腔内のたんの吸引	２０回以上	○	○
	Ｃ気管カニューレ内部のたんの吸引	２０回以上	○	×
	Ｄ胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	２０回以上	○	○
	Ｅ経鼻経管栄養	２０回以上	○	×

※第一号研修受講者は、５つ全ての医療ケアを実施。

※第二号研修受講者は、カニューレ内部たん吸引と経鼻経管栄養を除く３つの医療的ケアを実施。

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引等が必要な場合には、別途実地研修を行う。

（１）実地研修は、受講生の所属する施設等において実施します。

（２）実地研修の実施については、「実地研修実施機関承諾書」を提出して頂いて実施します。

（３）実地研修を実施するためには、医療関係者による的確な医学管理が必要です。

（４）実地研修を実施するに当たっては、指導する指導看護師等【指導者養成伝達講習を修了して資

格を得ている医療職（歯科医師、准看護師は含まれません。)】の指導の下に、介護職員等が実習を行う必要があります。

本年度の**「指導者育成（伝達講習)」**は、下記日程の実施を予定しています。

（第１回目）平成２６年９月２８日（日）（講義）ワールド・ポーターズ

平成２６年１０月１９日（日）（演習）会場 昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

（第２回目）平成２７年１月３１日（日）（講義）会場未定

平成２７年２月０８日（日）（演習）昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

「指導者育成（伝達講習)」第一号、第二号研修（不特定）第三号研修（特定）共通です。

３．研修テキスト

平成２６年度の第一号、第二号研修における研修テキストは、厚生労働省が作成した「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」（全国訪問看護事業協会編集）を使用します。

フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会が行う研修では、開講初日にお渡し致します。

４．利用者の同意

実地研修を実施するに当たって、利用者（利用者に同意する力がない場合にはその家族）に対し、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設としての組織的な対応について施設長等から説明し、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、介護職員等によって、当該利用者の特定の行為について実習を行うことを、書面をもって同意書を用意する必要があります。

５．医師からの指示書

利用者の主治医等から、指導看護師等に対して医行為の実習を行うことについて、書面による指示書が得られることが必要です。

※フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会のホームページ「医療的ケア手引き書」には、「利用者の同意書」「医師からの指示書」の書式の参考例が載っています。

６．緊急時バックアップ体制

実地研修において、介護職員等が利用者に対して行う実習は医行為であることから、緊急時のバックアップ等について主治医等医療職との協力が得られることが大切です。

７．実地研修の指導看護師等の協力

実地研修の際には指導する看護師等（以下、指導看護師等という）の協力が得られることが必要です。利用者の普段の状況を知っている方に実地研修の指導看護師等となっていいただく必要があります。実地研修の指導看護師等がいない場合には、嘱託医や利用者さんの訪問看護センターの看護師等、医療関係者に相談するなり結びつきを考慮してください。指導看護師等としての認定を得ていない場合には、当方人が実施する「指導者育成（伝達講習)」の欄をお読みください。

以　上